

資料 2

○酒田市公共施設経営検討委員会設置要綱

(平成 30 年 6 月 1 日訓令第 52 号)

改正 平成 31 年 3 月 22 日訓令第 5 号 令和 3 年 3 月 8 日訓令第 3 号

(設置)

第 1 条 公共施設の適正化をより一層推進するため、酒田市公共施設経営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 公共施設適正化アクションプランの作成に関すること。
- (2) 公共施設の総量の適正化に関すること。
- (3) 公共施設の長寿命化に関すること。
- (4) 遊休資産の利活用に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公共施設の適正化に関すること。

2 委員会の審議は、庁議の審議に代えるものとする。

(委員会の組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる職にある者で組織する。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 総務部長
- (4) 企画部長
- (5) 教育次長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、委員長が必要と認める者

2 委員会の委員長は市長、副委員長は副市長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第 4 条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(幹事会)

第 5 条 委員会に幹事会を置き、幹事は次に掲げる職にある者で組織する。

- (1) 総務部長
- (2) 企画部長
- (3) 教育次長
- (4) 財政課長

## 資料 2

- (5) 企画調整課長
- (6) 建築課長
- (7) 企画管理課長
- (8) 前各号に掲げる者のほか、幹事長が必要と認める者

- 2 幹事会の幹事長は総務部長、副幹事長は企画部長をもって充てる。
- 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事会の会議)

第6条 幹事長は、必要に応じて幹事を招集し、事務を処理させることができる。

- 2 幹事長は、必要があるときは、幹事以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。
- 3 幹事長は、幹事会の結果を委員長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年6月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日訓令第5号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月8日訓令第3号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。